

令和2年度第3回南部町介護保険運営協議会	
令和2年12月17日(木) 午後6時～	資料2-1

議事 2

第8期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画
期間中の介護サービス量等の見込みと保険料に
ついて

議事 2

第8期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画期間中の介護サービス量等の見込みと保険料について

1 介護サービス量等の見込み ※サービス毎の詳細は、「資料 2-2」2ページをご覧ください。

要介護認定者数の推移や介護サービス利用者の増加などを踏まえ、また、介護予防事業の効果や各種アンケート調査の結果なども勘案し、算出しました。

なお、地域における人件費の格差を反映させるための地域区分の見直しや介護報酬の改定など、国の政策が決定され次第、再度、給付費の見込みを精査します。

単位：千円

項目	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
(1) 標準給付費			
総給付費			
特定入所者介護サービス費等給付費 (財政影響額調整後)			
高額介護サービス費等給付費(財政影響額調整後)			
高額医療合算介護サービス費給付費			
審査支払手数料			
(2) 地域支援事業費			
地域支援事業費			
合計			
第8期計画期間中の合計			

◆利用者数の増加を見込んでいる主なサービス

① 介護給付費

	サービス名
居宅介護サービス	
地域密着型サービス	
施設サービス	

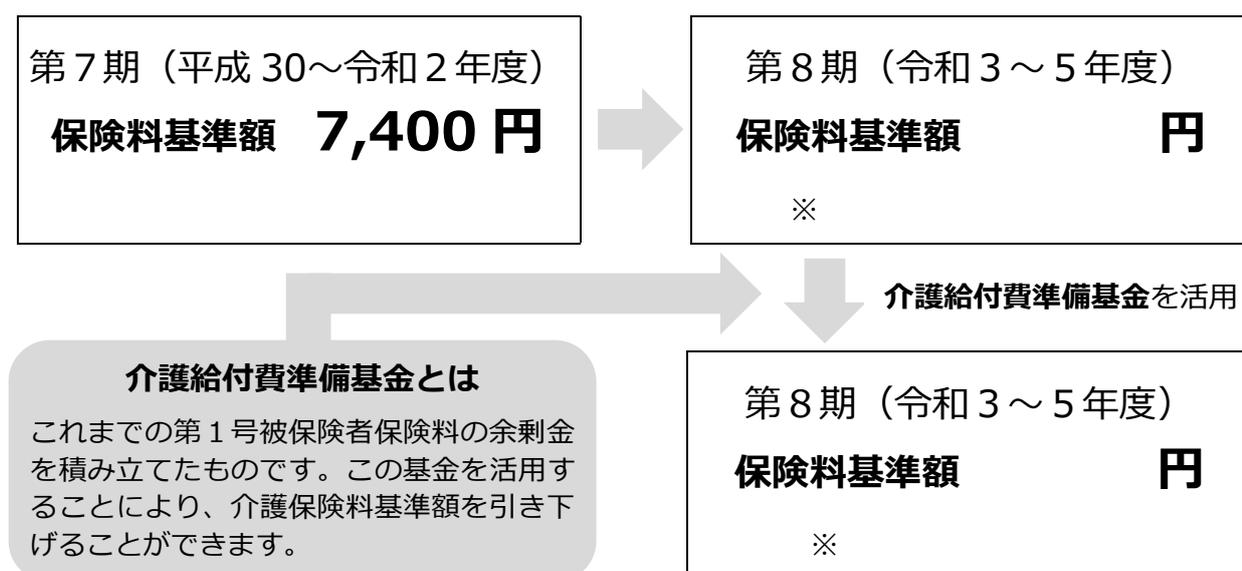
② 地域支援事業費

	サービス（事業）
介護予防・日常生活支援総合事業	
包括的支援事業及び任意事業	
包括的支援事業（社会保障充実分）	

2 保険料基準額 ※算定方法の詳細は [4ページ](#) をご覧ください。

給付費等は、国・県・保険者（町）、被保険者の介護保険料によって賄われています。65歳以上の方が負担する介護保険料の割合は、第7期と同じ23%になります。第7期計画期間中の高齢者1人が平均的に負担する額（保険料基準額）は月額 円でした。第8期は、

国は、消費税増税による家計への影響などを踏まえ、所得水準の低い層の料率（保険料基準額に対する負担割合）を下げることを目的に、市区町村に交付金を交付し、負担軽減を図ります。さらに町では、余剰金を積み立てていた介護給付費準備基金を活用し、保険料基準月額の上昇を抑制し、保険料負担の軽減を図ります。



介護給付費準備基金とは

これまでの第1号被保険者保険料の余剰金を積み立てたものです。この基金を活用することにより、介護保険料基準額を引き下げることができます。

○ 第7期と第8期との比較（介護給付費準備基金の活用前）

	第7期	第8期	第7期 ⇒ 第8期	2025年 (令和7年度)
			伸率	
総人口	17,971人			
第1号被保険者数	6,820人			
65～74歳	3,189人			
75歳以上	3,631人			
要支援・要介護 (第1号被保険者)	1,187人			
介護保険給付費	6,938,232千円			
保険料(基準月額)	7,400円			



推計

※総人口は住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法による推計の平均値です。

※介護保険給付費には、補足給付、高額介護サービス費、地域支援事業費等は含んでいません。

※現時点での試算額です。最終的には、直近までのサービス利用量等の実情、介護報酬の改定、介護給付費準備基金の活用等を踏まえて決定します。

保険料基準額の算定方法

1. 保険料収納必要額の算定

①	2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの介護サービス給付に必要な費用
↓	
②	第1号被保険者負担分相当額（①×負担割合23%）
↓	
③	調整交付金相当額－調整交付金見込額
↓	
④	介護給付費準備基金の活用
↓	
⑤	保険料収納必要額（②+③－④）

2 保険料賦課総額の算定

⑥	保険料賦課総額（予定保険料収納率 %）
---	--------------------------

3 保険料基準額の算定

⑦	保険料賦課総額÷補正後第1号被保険者数（3年間）÷12か月
---	-------------------------------

※推計手順や保険給付の見込み、財源の仕組みなどは、「資料2-2」に明記しております。